

天理市告示第68号

天理市開発指導要綱（平成元年9月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

第10条第7号中「天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）等により」を「奈良県広域水道企業団企業長と協議の上、」に、「計画」を「設置」に改める。

第12条中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「上下水道事業の管理者」という。）」を「奈良県広域水道企業団企業長」に改め、同条第2号中「上下水道事業の管理者」を「市長」に改める。

第15条第1項中「検査」の次に「（奈良県広域水道企業団企業長が実施する場合を含む。）」を加える。

第16条第1項中「市」の次に「（上水道に係る施設にあつては、奈良県広域水道企業団。第3項において同じ。）」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。